明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二一）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三三七）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事区間変更、西日本高速道路株式会社工事一部完了、厚生年金基金変更関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第百二十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十六号を第四百三十七号とし、第百五十七号から第四百三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十六号の次に次の一号を加える。

百五十七　酸化カルシウム

附　則

この省令は、公布の日から施行する。